

千葉県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第25条の規定による自然環境保全協定（以下「協定」という。）を締結するにあたり必要な事項を定め、自然の保存及び植生の回復等自然環境の保全を図り、もって良好な生活環境を維持することを目的とする。

(協定対象行為)

第2条 知事は、別表第1に掲げる行為（以下「協定対象行為」という。）をしようとする地域の自然環境を保全する必要があると認めたときは、当該協定対象行為をしようとする者（以下「事業者」という。）との間に協定を締結する。

(協定の対象となる土地)

第3条 協定の締結の対象となる土地（以下「事業地」という。）は、協定対象行為が行われる区域であって次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、都市計画法に基づく市街化区域及び用途地域を除く。

- 一 当該区域のうち、山林（現況）及び湿原地の合計面積の占める割合が2割を超えるもの
- 二 海面、河川、湖沼等が含まれるもの

(協定の締結)

第4条 知事は、協定対象行為を把握したときは、現地調査及び関係者からの事情聴取を行い、協定締結の必要性を判断するものとする。

この場合、必要に応じて関係機関等の参加を求めるものとする。

- 2 知事は、前項により協定締結の必要性を認めたときは、事業者に対し、保全計画（事業地の自然的、社会的条件を考慮した自然環境保全のための措置等（別表第2）を定めるもの）について記載した「自然環境保全実施細目書」（別記第1号様式）を添付した事前協議申出書（別記第2号様式）の提出を求めるものとする。
- 3 知事は、前項の規定により提出された「自然環境保全実施細目書」及び別紙「自然環境保全協定行為基準」に基づき、協定の内容を定め、事業者に協定締結の申入れを行うものとする。
なお、協定の内容について、必要に応じて、関係機関、利害関係人等との調整を図るものとする。
- 4 知事は、協定の締結に際し、必要に応じて、関係市町村長及び利害関係人の立会い又は参加を求めるものとする。
- 5 知事は、協定対象行為を伴う事業（以下「事業」という。）が各種法令等に基づく許認可又は届出を要するものである場合は、当該許認可又は届出の受理が確実に見込まれたときに協定を締結するものとする。
- 6 知事は、協定を締結したときは、必要に応じて、協定書の写しを関係機関等に送付するものとする。

7 事業者が国又は地方公共団体であるときは、原則として協定を締結しないものとする。

(保全計画の履行)

第5条 協定を締結した事業者（以下「協定締結事業者」という。）は、事業の状況等に応じて相当と認める期間として、協定で定めた期限までに保全計画の履行を完了させるものとする。

2 協定締結事業者は、前項の保全計画の履行が完了したときは、知事及び関係市町村長に完了報告書（別記第3号様式）を提出するものとする。

3 知事は、前項の完了報告書を受領したときは、速やかに現地確認を行い、保全計画の履行を確認したときは、協定締結事業者に事業の完了を通知するものとする。

(履行状況の調査)

第6条 協定締結事業者は、保全計画が完了するまでの間、各年度の履行状況について、翌年度4月30日までに報告（別記第4号様式）するものとする。

2 協定締結事業者は、保全計画の履行完了後1年以内の適切な時期において、その保全状況について調査を行い、調査終了後速やかに報告（別記第5号様式）するものとする。

3 前2項のほか、知事は、協定締結事業者に対して随時、協定内容の履行状況について報告を求め、必要に応じて実地調査を行うものとする。

(履行の確保)

第7条 知事は、協定事項の円滑な履行を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 必要に応じて、苗木の斡旋、植栽上の技術指導
- 二 良好な樹木、野生動物及び郷土記念物の保護、保存の指導
- 三 協定締結状況の公表

(管理責任等)

第8条 協定締結事業者は、管理責任者を定め、当該管理責任者に緑地等を適正に維持管理させ、保全させるものとする。

2 植栽した樹木の枯損等保全すべき自然環境が損壊した場合は、協定締結事業者は、補植を行うなど当該管理責任者にその都度適正な措置を講じさせるものとする。

(協定違反に対する措置)

第9条 知事は、協定締結事業者が協定に違反した場合は、当該事業者に対し協定遵守の要請、助言、勧告等の方法により改善措置をとらせるものとする。

(協定の変更等)

第10条 協定締結事業者は、協定事項の変更をしようとするときは、あらかじめ知事に協議するものとする。

2 前項の場合における協定の変更及び変更後の保全計画の完了については、第4条及び第5条の規定を準用する（別記第6号様式）。

3 第1項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる事項を変更する場合、協定締結事業者は、知事及び関係市町村長に協定の一部変更に係る届出書（別記第7号様式）を提出するものとする。

この場合、当該届出をもって協定が変更されたものとみなす。

- 一 協定締結事業者の氏名又は名称及び住所の変更
 - 二 事業名の変更
 - 三 管理責任者の変更
 - 四 事業地の面積の1%以内の増減
 - 五 緑地面積の増加
 - 六 緑地面積の減少（事業地の面積の1%以内の減少に限る。）
 - 七 事業期間又は保全計画の履行期限の延長
 - 八 その他協定事項の軽微な変更又はやむを得ない事由による経過的措置
- 4 事業地の管理権限が、協定締結事業者から別の事業者へ引き継がれた場合、引き継ぎを受けた事業者は承継届出書（別記第8号様式）を提出するものとする。
- 5 協定締結事業者は、事業の廃止等の理由により協定を廃止しようとする場合、廃止届出書（別記第9号様式）を提出するものとする。
- 6 協定書に定める保全計画が事実上廃棄されているにもかかわらず、協定締結事業者の解散等の理由により廃止届出書の提出が困難な場合、知事は、職権により当該協定を廃止することができる。

（自然環境保全に係る他の協定との調整）

第11条 本協定以外の協定において本協定内容が十分確保されている場合には、当該協定の締結をもって本協定を締結したものとみなすものとする。

2 市町村が条例等に基づいて協定の締結を定めている場合、その基準が本要綱の基準以上であるときには、原則として当該市町村の協定に準じて協定内容を定めるものとする。

附則

この要綱は昭和49年11月30日から施行する。

附則

この要綱は平成18年6月29日から施行する。

附則

この要綱は令和4年4月1日から適用する。